



2019年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社フジックス
代 表 者 代表取締役社長 藤 井 一 郎
本社所在地 京都市下京区室町通高辻上る
山王町 569 番地
上場取引所 東証第2部 コード番号 3600
問 合 せ 先 専務取締役 山 本 和 良
(電話番号) 075-744-0071

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月27日開催予定の当社第70期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更され、新たに業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第22条(社外取締役との責任限定契約)の一部を変更するものであります。なお、この変更につきましても、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年6月27日(木)
定款変更の効力発生日	2019年6月27日(木)

以 上

現 行	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は取締役会、<u>監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 10 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は 10 名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第 18 条 取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>行い、</u>累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は取締役会、<u>監査等委員会及び会計監査人を置く。</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 10 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は 10 名以内、<u>監査等委員である取締役は 4 名以内</u>とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第 18 条 取締役の選任は株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p><u>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3. 取締役の選任は累積投票によらないものとする。</u></p>

現 行	変更案
<p>(任 期) 第19条 取締役の任期は選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、<u>現任</u>取締役の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は取締役の中から代表取締役を選定する。取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会) 第21条 取締役社長は取締役会を招集しその議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. 取締役会を招集するには、会日から3日前までに各取締役及び各監査役に対しその通知を発する。但し緊急の必要ある場合はこの限りでない。</p> <p>3. 取締役会の決議は、当該事項の決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(任 期) 第19条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、<u>選任後1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. 補欠のため選任された<u>監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間</u>とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の中から代表取締役を選定する。取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会) 第21条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会を招集するには、会日から3日前までに各取締役に対しその通知を発する。但し、<u>緊急の必要</u>ある場合はこの限りでない。</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行	変更案
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第26条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会)</u> <u>第27条 監査役会を招集するには、会日から3日前までに各監査役に対しその通知を発する。但し緊急の必要ある場合はこの限りでない。</u> <u>2. 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除くほか、監査役全員の過半数をもって行う。</u> <u>3. 監査役会の運営その他に関する事項については監査役会の定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第28条 当社は、社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第29条～第32条 (条文省略)</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会)</u> <u>第23条 監査等委員会を招集するには、会日から3日前までに各監査等委員に対しその通知を発する。但し、緊急の必要ある場合はこの限りでない。</u> <u>2. 監査等委員会の決議は、当該事項の決議に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。</u> <u>3. 監査等委員会の運営その他に関する事項については監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第24条～第27条 (現行どおり)</p>